

P T A 規 約

大阪府立三国丘高等学校 PTA

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は大阪府立三国丘高等学校 PTA と呼ぶ。
第 2 条 本会は事務所を大阪府立三国丘高等学校内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会の目的は家庭、学校および社会に於ける生徒の福祉を増進しようとするすべての努力を総合して活気ある企画を展開し、民主的教育を推進しようとするものである。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。
1. 会員相互の親睦修養をはかること。
 2. 家庭生活ならびに社会環境を研究、改善すること。
 3. 学校の環境を整備充実し、生徒の学習と健康管理に努力し福祉を増進すること。
 4. 教職員の研究に対し協力すること。
 5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次の通りである。
1. 学校に在籍する生徒の保護者。
 2. 学校に勤務する校長、教職員。
 3. 本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納め運営委員会の承認を得た者。

第 5 章 会計会費

- 第 6 条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金等で支弁される。
第 7 条 会費は年額 4,000 円とする。
第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 総 会

- 第 9 条 前年度の会計報告、新年度の役員選出、新役員の就任報告およびその年度の予算審議を行うために総会を開く。
第 10 条 前条の場合の外、会長が必要とみとめたとき、または全会員の 5 分の 1 以上の要求があった時は総会を開く。
第 11 条 1. 総会は会員の 5 分の 1 (委任状を含む) の出席をもって成立とする。
2. 総会の議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第 7 章 役 員

- 第 12 条 本会の役員は次の通りである。
- | | | |
|-----|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 | 保護者から |
| 副会長 | 2 名 | 保護者から |
| 書 記 | 1 名 | 保護者または教職員から |
| 会 計 | 1 名 | 保護者または教職員から |

第 13 条 役員は兼任出来ない。

第 14 条 役員は総会の選定に従って就任し任期は 1 ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

第 15 条 役員を選出、就任は次の通りである。

1. 役員候補者を定めるためには指名委員会を設ける。ただし常設はしない。
2. 指名委員会は次の 7 名で構成する。
 - イ. 保護者から各学年各々 1 名ずつ
 - ロ. 教職員の中から 2 名
 - ハ. 常任委員の中から 1 名
- 二. 会 長
3. 指名委員会は役員候補者を指名し、役員を選挙する。10 日前までに予告すること。
4. 指名委員会が指名した候補者のほかに会員に於いて適当と認めるものがある場合は役員選挙を行う総会の席場で指名することができる。ただしその人の指名は前もって指名委員会に通告しておかなければならない。
5. 指名は何れの場合を問わず、あらかじめ被指名者の同意を得ておかなければならない。
6. 指名委員会は指名委員の互選によって指名委員長を定める。

第 16 条 役員に欠損を生じた時又は会務をとることが出来ない事情を会長及び総会が承認した時には、前条に準じて役員の補欠選挙を行うことが出来る。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 役員の仕事

第 17 条 会長の仕事は次の通りである。

1. 会務を統理し、本会を代表する。
2. 総会および運営委員会を召集し議長となる。
3. 各委員長を委嘱し、各委員会の報告を受けこれを処理する。

第 18 条 副会長は会長を補佐し会長不在の時は代理を務める。

第 19 条 書記はすべての、議事及び会の活動状況を記録し保管する。

第 20 条 会計はすべての支出収入の記録領収書を保管し会計監査をうけて総会に提出し、承認を受ける。

第 9 章 委員会

第 21 条 運営委員会

1. 本会の目的に従い会を運営し事業の計画審議実行に当る。
2. 運営委員会は本会役員、常任委員、会計監査で構成する。
3. 学校長並びに必要なに応じて教職員も出席して意見を開陳する。
4. 本委員会は会長がこれを召集する。
5. 必要なに応じて小委員会を設けることが出来る。
6. 常任委員は会長が委嘱する。

第 10 章 学年係

第 22 条 学年係

1. 学年係は、常任委員から 2 名（正・副）を会長が委嘱する。
2. 学年係は、学年費の監査を務め、その結果を、学年連絡会（注）で報告する。
3. 学年係は、小委員会の委員を兼ねることができる。

第 11 章 会計監査

第 23 条 会計監査

1. 会計監査は若干名を会長が委嘱する。
2. 会計監査は会計を監査し年度末会計を総会に報告する。

附 則

本規約の改正は総会決議による賛成を経なければならない。

平成 30 年 5 月 12 日改正

(注) 学年連絡会：

学年連絡会とは、学年団が主催し、学年からの連絡、担任をはじめとする教員と保護者、相互の情報交換、懇談の場である。

P T A 慶弔規定

- 1 会員・生徒が死亡した場合、30,000 円（供花を含む）の弔慰金を贈る。ただし、特に考慮が必要と認めるときは、上記金額の 3 倍を限度として審議の上、増額することができる。
- 2 上記以外に必要なと認める事項については、その都度審議の上決定する。